

福島明成高等学校 いじめ問題への対応について

福島明成高等学校 生徒指導部



いじめの行為



- ①冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンやスマートフォン等（通信機器）で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめの発見



周囲からの通報 本人からの訴え

事実がわかる状況を記録してほしい！

学年
生徒指導部
すべての教職員



関係する生徒への事実の確認

- 事実関係を整理
- 行為の原因を調査
- 迅速な措置を検討

いじめ対策委員会
事実関係からいじめを認知
指導措置、対応方針を検討



アンケート



犯罪行為に該当する
事案は通報、連携

警察

全教職員

共有

報告・相談

対応

説明・協力依頼

関係機関
福島県教育庁高校教育課
福島県県北教育事務所
スクール・カウンセラー
スクール・ソーシャルワーカー

加害生徒への指導
被害生徒への支援
周囲の生徒への指導

保護者

継続的な見守り
(3か月目安・被害
生徒の状況を確認)



関係改善に向けた環境づくり 安全・安心な学校生活